



HAL
open science

平和の概念

Gilles Campagnolo, Shimoda Takayuki, Masataka Muramatsu, Nobutaka Miura

► **To cite this version:**

Gilles Campagnolo, Shimoda Takayuki, Masataka Muramatsu, Nobutaka Miura. 平和の概念. Nichifutsu bunka. 日仏文化: Revue de collaboration culturelle franco-japonaise, 2023, 92 (1), pp.155-171. <hal-04325865>

HAL Id: hal-04325865

<https://hal.science/hal-04325865v1>

Submitted on 6 Dec 2023

HAL is a multi-disciplinary open access archive for the deposit and dissemination of scientific research documents, whether they are published or not. The documents may come from teaching and research institutions in France or abroad, or from public or private research centers.

L'archive ouverte pluridisciplinaire HAL, est destinée au dépôt et à la diffusion de documents scientifiques de niveau recherche, publiés ou non, émanant des établissements d'enseignement et de recherche français ou étrangers, des laboratoires publics ou privés.



Distributed under a Creative Commons Attribution - NonCommercial - NoDerivatives 4.0 International License

「平和」とはなにか？

フランス国立科学研究センター

研究主幹 ジル・カンパニョーロ

日本語訳：下田 隆之

校閲：笠井 かおり

2015年のフランスはテロに明け暮れた。年明け早々風刺週刊誌「シャルリ・エブド誌」の編集会議がイスラム過激派に襲撃され、国民的な人気の風刺画家らを含む12名が惨殺された。11月には、パリのコンサートホールや周辺のカフェで同時多発テロが起き、130名もの犠牲者が出たことは記憶に新しい。オランダ大統領はフランス国内に「非常事態宣言」を発令、警察と軍による取り締まりを強化し、テロリストたちに「宣戦布告」を宣言。アメリカのオバマ大統領は即日「自由・平等・博愛」をスローガンとするフランスへの攻撃は、人類全体に対する攻撃に他ならない」と強い遺憾の意を示した。今日のフランスは、言ってみれば「平和」と「戦争」の間で宙づりの状態にある。

「戦争」に関する議論は多いが、「平和」についてはどうか。そもそも「平和」とはいったいどんな状態を言うのだろうか。「平和」を希求する人間の努力は、戦争のありかたを変えてきた。「戦時国際法」(戦争法)¹は、戦争自体が違法であるという認識が第2次世界大戦後に確立したため、その存在意義に重大な疑問が抱かれるようになったが、近年あらためてその必要性が認識されつつある。この法律のおかげで紛争解決を目的とする国際機関も発足した。国際連盟の失敗(1946年解散)や国際連合(以下、「国連」)の機能不全が指摘されるものの、国際司法裁判所、国際裁判所、WHOなど個別の課題を扱う機関、EUやアフリカ統一機構などの地域組織を含む多様な国際組織の存在は、事前交渉により紛争を避け、合意を探る努力に道を開いたのである。

「平和」が戦争や紛争の不在を意味するとしたら、ひとりの人間の心の奥、個人と個人の間、国と国との間、民族と民族の間のいずれにおいても、「平和」が長く続くことはない。人間集団(氏族、部族、諸民族)は、他集団との対立、暴力と紛争を通してはじめて、自分たちが他者と時間・空間的に同じ状況におかれていることを認識する。だからと言って「平和」は空想の産物だとか、敬虔な祈りに過ぎないと言うのは間違いだ。戦いに身を置くものは、常にこの「平和」という課題に立ち戻らざるをえない。

「平和」概念のはじまりと展開

ホメロス(前8世紀頃)の描いた戦争は、オリンポスの神々に操られていた。

女神よ 怒りを歌え

ペレウスの子アキレスの

アカイアに数知れぬ苦しみをもたらし

あまたの勇士らの猛き魂を

冥府の王に投げ与え

その亡骸を野犬野禽の喰らうにまかせたかの

呪うべき怒りを (『イリアス』冒頭より)

アキレスの「怒り」という人間的な心情も、実は最高神ゼウスの神意によるものだった。だが実際にトロイを攻めたのは人間で、攻撃を受けたのも人間だった。アトレウス王家の悲劇を望んだのは神々だったが、アトレウスの子アガ멤ノンとメネラオスとともに不貞なヘレンを奪い返すべく死地に赴いたのは、ギリシアの男たちだった。戦争は、ゼウスやアキレスのような神や英雄だけのものでなく、人間の問題だった。その人間たちに、神官クリュセスが戦争の帰結として約束したのが「平和」だ。それは戦争の終わりであると同時に戦争が起こるのを可能にする条件であり、もっといえば「平和」は戦いに与えられた目標でさえあった。

古代ギリシアでは、ふたつの言葉が「平和」をあらわしていた。「スポンダイ」(休戦)と「エイレネ」(秩序・繁栄)である。「スポンダイ」は、敵を完全に破滅に追い込み、戦う相手がいなくなって戦争が終結すること、または交渉により争いがいったん鎮まることである。この「スポンダイ」は一時的なもので、敵同士の間不信が根深いため、交渉は最終的に破綻してしまう。これに対し「エイレネ」では、「平和」こそが戦争の目的に据えられる。

話をホメロスから歴史家ツキジデス(前4世紀ごろ)の時代に移そう。戦場はアナトリア半島(現トルコのアジア部)のトロイからギリシアのペロポネソスに移り、家

族や王朝間の争いは、都市国家の利益争いにとってかわる。開戦に際してもはや神々の決断は不要で、戦争の原因は純粋に人間的、主役は民衆を率いる指導者たちである。戦闘行為自体に目的があるのではなく、あえて言えば戦闘行為の消滅こそが目標となる。

アリストテレスは『ニコマコス倫理学』や『政治学』のなかで、「エイレネ」の意味での「平和」こそ一義的で、戦争の目的だと明言している。この考え方はギリシア世界およびそれに続く西洋世界の秩序を覆してしまう。古代の物語は「ポレモス」（闘争）が起源にあり、哲学者ヘラクレイトスは「万物は争いから生じる」とも言った。しかしアリストテレスは、ギリシア的、トロイア的そして前ソクラテス的な「ポレモス」とは断絶する。

近代になって「平和」を「統制的理念」²、つまり政治・司法活動によって可能となる結果として示したのは、ドイツの哲学者カント(1724-1804)だ。カントは「平和」は自然の意図で、必然の結果だと言った。それは後に「永遠平和」という概念となり、世界中の国々を組織する世界市民的な、法的かつ政治的な秩序を整える法律の指針になる。カントは、地球は丸いゆえに有限であり、いつの日か地球の住民たちは互いの存在を知ること論し、「諸民族はまず対立することによって出会うが、対立すること自体が目的ではない」(『世界市民の見地における普遍史の理念』)と説いた。そして人類全体の「永遠平和条約」を示し、戦争を法の支配にゆだねるよう提言した。

もしそれが不可能なら、『永遠平和のために』の冒頭にあるように、「永遠平和」つまり人間の永遠の休息である「死」をイメージさせる宿屋の看板の墓地の風景³は、そのうち現実のものになってしまうだろう。こうした人類の早すぎる死のヴィジョンは、我々が「平和」について考えることを余儀なくさせる。対立の果てに「平和」が訪れなければ、人類を待ちかまえるのは万物の死だけだ。戦争の歴史は「平和」の歴史であり、「平和」の実現を探る思想の歴史もそれに追従する。古代から現在に至るまで、「平和」の試みは失敗を繰り返してきたが、そのたび新たに甦ってくるのだった。

武装する人間が願う「平和」

戦争と同じように、どんな「平和」も相対的で、個人のけんかが戦争ではないように、個人と個人の和解が必ずしも国と国の和解につながるとは限らない。兵士たちは権力者に命令されれば、憎んでいなくとも敵の兵士を殺さねばならない。人間集団が互いに勝つためにあらゆる手段を使うように、「平和」にも、停戦から

軍備廃棄、休戦協定から紛争の再発を防ぐ平和条約に至るまで、いろいろな段階がある。

戦争の手段は、時代や文明によって変化してきた。『オデュッセイア』で神々によって禁じられていた毒矢が、『孫子』では敵に恐慌を起こさせて操作するための道具として推奨されている。この春秋戦国時代の中国の戦術は、19世紀の西洋人の目には、自分たちの戦争規則に反するように映った。しかしその規則が「不平等条約」で植民地主義にすり替わるのを、アヘン戦争当時の清朝政府は疑惑の目で見ていた。戦争の目標がいつも、自分側にとって有利な「平和」にあるのは暗黙の了解だ。ある国の権力者は毒ガスや化学兵器が恐れるに足らないと言い、別の国の権力者は他の兵器について同じことを言うかもしれない。こういった手段の無差別化は、和平締結を不可能に陥れてしまう。「平和」は、戦争が当事者たちの認める形態をとらなければ、その意味を失う。19世紀植民地戦争の不平等な和平交渉や、南北アメリカ大陸の征服がよい例だろう。こうした事態は、2国間の合意を一方が組織的に踏みにじることにより起こる。超大国の「平和」が持続しないなら、攻撃の規模に応じた反撃も必要になってくる。そうした状況を踏まえたうえで、戦争の根柢を突き止め、争いのあとに迎えるべき具体的な「平和」のあり方を模索するのが、平和論者の使命であろう。

神の平和、人の平和

はたして個人の心の平安や国家の「平和」を無条件で実現できるのは、神だけなのだろうか。キリスト教が台頭した中世ヨーロッパの信徒たちは、侵略と破壊の渦中で、真の「平和」の到来を神の力に委ねた。非武装の農民や女性、子供らを守るため、教会は「神の平和」と呼ばれる平和運動をおこし、封建貴族の暴力行為を制限しようとした。停戦期間は教会暦によって定められ、教会や僧院などの聖域は「アジール」（避難所）として提供され、戦から身を遠ざけることのできる唯一の場となった。以来近代に至るまで「平和」の願いは人知を超越するものに託された。

さて「平和」が天から地上に降り立つ転換点に立ったのは、イタリアの思想家マキャヴェリだ。彼はにイタリア統一を呼びかけ、神ならぬ人間の救世主に「平和」を託した。この君主はライオンと狐があわさったように残酷で狡猾な人物だったが、以来「平和」は人間に依る政治的なものになる。こうして実現された「平和」がいかにか受け入れがたいものであったにせよ、少なくとも人々の精神を反映しており、将来変更されうるものにもなった。こうして「平和」は、人間が築いてゆくものになった。

イギリスの哲学者ホッブズは、人間界に起こったこの転換に思考を巡らせた。以来、政治国家をめぐるすべての思想は、彼の主著『リヴァイアサン』(1651)を経由することになる。戦争と平和に関係する政治・経済思想の基礎がここで築かれた。だがこの時代ヨーロッパでは、「神の怒り」を忘れた権力者たちが征服欲をむき出しにし、かつてにまさる勢いで争いを続けていた(7年戦争、30年戦争、ウェストファリア講和条約)。地上の支配者になりすました人間たちは政治を発明したものの、永続的な「平和」になかなか到達できなかった。

君主の平和、国民の平和

カントによると「平和」の実現には「傾向性を除外し、全面一致を得た支配の法則」が必要だが、それは「絶対に不可能なこと」だという(『実践理性批判』)。だがそれは、人間の幸福を実現する経済の調和が、人々の「同感」や「自己愛」(self-love = 自分を愛すること)によって成り立つとした、アダム・スミスの論に疑問を投げかける。一方モンテスキューやコンドルセの「”穏和”な商取引が平和をもたらす」という主張も、国富増大を目指す重商主義と衝突する。金銀の国外流出を禁止したスペインの重金主義、フランスのコルベール主義、ドイツの財政主義などからすると、こうした啓蒙主義は、誰かが利益を得れば他の誰かが不利益をこうむる「ゼロサムゲーム(zero sum game)」にすぎず、結果としては戦争が避けられない事態を招いてしまった。こうした好戦的愛国主義を批判したのが、アダム・スミスのだったが、それも「平和」の実現には力不足であった。

政治の世界も同じで、国王フランソワ 1 世が、神聖ローマ帝国皇帝の座を争ったカール 5 世に「我が朋友カールが所有せんと望むものを、朕もまた所有することを望む」と言ったエピソードがある。これを皮肉まじりに紹介したカントは、人間同士が意見の違いを越えて合意するのは不可能だと言った。にもかかわらずカントは、人間が共同の生を営む条件を模索し続け、『永遠平和のために』を著したのだった。

カントによると「平和」が実現不可能なのは「ある人は自分の主体を、また別の人にはちがう主体を傾向性の底におく。そしてそれぞれの主体のなかでも、あるときはある傾向性が、ほかのときには別の傾向性が優位になり、影響力をふるう」からである。君主は君主である限り、決して「平和」を実現することができない。君主は個人的善意だけで行動することを許されず、自分の善意を相手国の君主に信じさせることもできない運命にある。たとえこれ以上ない善意に満ちた君主であっても、いざ実行の段になると、自らの役割のせいで必然的に計画は失敗に追いやられる。啓蒙主義の哲学者たちが提案した「平和」が直面したのは、こういった矛盾

だ。ルソーは、サンピエールの『永久平和論』を絶賛しながらも、君主というものの性質から「平和」の実現が不可能だと悟っていた。「平和」を望んだ多くの立案者たち(サンピエール以外に、功利主義を唱えたベンサムや、米大陸にペンシルバニア州を建設したウィリアム・ペンなどがあげられる)の計画が実現できなかったのは、基本概念に欠けたせいではない。

一方、フランス革命では、市民によって法の支配が確立した。だがそれに並行するかのようになり、これまでにない規模で戦争は広がっていった。ナポレオンのヨーロッパ征服から両大戦に至るまで、戦争の拡大に伴う残虐の普遍化は、「平和」の概念そのものを断絶してしまった。正当化された暴力の噴出を前に、「平和」はひとつの価値となり、誇らかに掲げるべき目標となった。戦争は前代未聞の国民数を動員し、侵略や奪還を繰り返す「文明人」の蛮行を晒した。相互尊重の精神も第1次世界大戦の塹壕戦では消え失せ、目をふさぎたくなるような酷い手段で敵を殺傷した。ヨーロッパ文明がもたらしたはずの「平和」は、もはや偽りとししか映らなかった。だが元をただせばこの偽りこそが、ルネサンスの都市国家から19世紀の国民国家にいたるまで勢力拡大を続けた主導者たちを正当化してきたのだ。こうしてヨーロッパ中心主義は「平和」ではなく、「戦争」の刻印を受けてしまった。

平和維持の試練

「平和主義」という言葉がフランスで初めて登場したのは、経済学者パシーが設立した「国際平和連盟」(1867)発行の機関誌『ヨーロッパ合衆国』の誌上だった。ここでは早くも「ヨーロッパ構想」が現れており、平和主義の潮流に、当時深刻さを増していた社会情勢が追い風になっていた。

戦争の原因である国と国との利益の奪い合いに対し、労働運動も抗議を強めた。フランスの政治家ジョレスは「密雲が嵐をもたらすように、資本主義は戦争をもたらす」とし、「銃尾を空に向け、隊列から抜け出せ」のスローガンを掲げて、国籍にかかわらず同胞を守り、あらゆる手段を使って戦争を回避しようとした。しかしこの運動は、国粋主義者によるジョレス暗殺で幕を閉じる。オーストリア皇太子フランツ＝フェルディナンドの暗殺(サラエボ事件)が第1次世界大戦の発火点であったなら、「カフェ・ド・クロワッサン事件」4はその火消し役を殺してしまったようなものだ。熱狂する愛国主義の渦の中、労働平和運動は敗北を喫した。しかしこうした労働運動と並行し、党派や国の違いを越えて政治家が結集する「国際議員連盟」(1888)、「国際平和ビューロー」(1891)、オランダ・ハーグの「国際仲裁裁判所」(1899)などが設立されたことも特記されるべきだ。

前世紀には、国が軍隊への入隊を強制する徴兵制、女性や未成年にも軍事奉仕を強いる総動員体制など、戦争はすべての人間に関わる事態となった。地球上のすべての生命を脅かす兵器が開発され、使用されるようになると同時に、平和主義の理論化も進み、広島と長崎に原爆が投下されるに至っては、人々の「平和」への渴望はかつてないほど強まった。「平和」は自らを絶滅させる力を手に入れた人類の、生き残りをかけた課題になった。こうして 20 世紀の災禍は、国際連盟の失敗を乗り越えて「平和」を保証する新たな法的機関「国連」(1945)の出現を促した。19 世紀に立て続けに設立された「ニューヨーク平和協会」(1815)、「イギリス平和協会」(1816)、「アメリカ平和協会」(1828)などの組織を土台とする「国連」は、紛争の武力解決を廃絶する目的で発足した。

世界的な平和運動の高揚に逆流するような、両大戦による「平和」の破たんは、人類を悲嘆の底に突き落とした。詩人ヴァレリーは「文明が致命的に脆いという認識が、平和維持の希望を可能にした」と言い、哲学者のアランやシェーラーは「平和」こそ全ての救済に通ずる道だとした。「国際連盟」は紛争を調停し予防することで平和維持を実現するはずだった。だが「14ヶ条の平和原則」でウイルソン大統領が重要な提言をしたにもかかわらず、アメリカは当初から不参加。ヴェルサイユ条約(1919)でドイツに突きつけた厳しい条件がはらむ危険性も、連盟は踏まえていなかった。第 1 次世界大戦の惨禍の記憶から、次なる大戦を回避したい思いは、「ロカルノ安全保障条約」や、「パリ不戦条約」(ケロッグ-ブリアン条約)を経て、最終的に「ミュンヘン会談」(1938)⁵に至る。第 2 次世界大戦勃発の条件は、ヴェルサイユ条約の時点ですべて揃っており、その後の悲惨な歴史も幾人ものカッサンドラ⁶に予言されていたにもかかわらず、誰もそれに耳を傾けなかった。「ミュンヘン会談」の「卑劣な安堵」⁷は恥ずべきものであり、「平和」など続くはずがなかった。そしてナチス・ドイツは歩を強め、新たな世界大戦の引き金を引いた。チャーチルは、破たんを招いたのは「国際連盟」という組織ではなく、その加盟各国だと指摘。民主主義勢力が戦争への防備を怠り、平和維持の努力が特定の国家によって中断されることさえなければ、「国際連盟」の基本理念「集団安全保障」も効力を発揮したはずだったからだ。

第 2 次世界大戦後のニュルンベルグ裁判と東京裁判では、法的観点からの解釈が難しかった「人道」の観念が導入され、国際軍事裁判憲章で「人道に対する罪」が定められた。半世紀後には、常設の「国際刑事裁判所」が開設、旧ユーゴスラビアやルワンダの紛争における戦争犯罪を裁く特別法廷も開設された。これらの法廷は戦争自体を違法とし糾弾するのではなく、紛争の原因を明らかにし、関係各国に国際司法機関への責任者引渡しを求め、罰則を与える役目を担う。ただこうした国際法の弱点は、適用する段になり世論や国民の心情に影響を受けやすいことだ。「平和」という人類最大の目標に向かって変えるべきは人々の意識であり、そこで現れた非暴力のカリスマたち、ガンジーとキング牧師は、政治的成功を収めると同時に、宗教の枠をこえ、言葉と行動で世界平和への指標を示した。

一方「国連」の「安全保障理事会」設立にともない、地球全体は第2次世界大戦戦勝国の庇護下におかれるようになる。どんな勧告より軍事的予防措置が平和維持に貢献する、という信念を示す国連憲章第7章は、加盟国に対し法的強制力を伴う制裁を発令する権限を「安全保障理事会」に与えた。しかし第2次大戦後、「安全保障理事会」と世界を2分する新たなイデオロギーの枠組みが弊害になる。核兵器の危機は、フランスの社会学者レイモン・アロンが『国家間の戦争と平和』(1962)で示したように、国際政治に常規を逸する影響を及ぼし、暗い不安が広がっていった。

結果として、平和運動は再び盛り上がりを見せる。同盟国との間に緊張が生じ、冷戦が「熱くなる」恐れから「世界平和評議会」(1948)が発足。世界中の著名な科学者や芸術家の支持を受け、のちに原子物理学者ジョリオ＝キュリーが初代議長に就任(1951)。現実に核の脅威はあっても、核分裂理論の秘密保持が引き起こした軍拡競争は、アメリカとソ連が互いに破滅するのを引き留めた。そして核禁止を求める「ストックホルム・アピール」(1950)は、「平和」でさえどちらかの陣営に味方することを露呈する。ソ連が権限を握っていたため、アメリカは平和運動に敵意を持つようになったのだ。こうしてルソーの「いかなる君主も他の君主との間に平和を打ち立てることができない」という指摘は改めて実証された。世界の二極化は、「テロル(terror)」8を伴いながらも「平和」を保証していた。だが片方が崩壊したあとに残されたのはただ「テロル」だけだった。

「第3次」世界大戦の脅威 — 多発するテロ

「国連憲章」は第1章2条3項9および第6章全文で、紛争の平和的解決の原則を明言しており、その実効性を保証する制度は「安全保障理事会」発足当初から予定されていた。この原則は「マニラ宣言」(1982)に結実し、ある定められた地理範囲内でもこの原則が適用されるようになり、EU、アフリカ、南米など、大陸規模での安全保障の調停機構もできた。しかし現実には、こうした機関の介入は、紛争当事者の合意なしには困難である。

その点「国連」は、「安全保障理事会」のほか、実際に介入を行う「国連平和維持軍」を備えている。コンゴ介入の例外を除いて、正当防衛以外の武力行使は認められていなかったが、スエズ危機(1956)以来、多くの紛争現場で決定的な役割を果たしてきた。「国連憲章」の想定にはなかったこの軍は、各国軍隊から提供された人員で構成され、重要な救済手段となった。受け入れ国との合意にもとづき、

紛争が解消されるまでのあいだ紛争地帯に駐留する。この部隊は「消防士」のような役目をしており、当事者を罰する権限は持たない。半世紀にわたり多くの紛争地帯に派遣されたこの軍事部隊が「平和」の唯一の保護者であることは強調するべきだろう。

この「国連平和維持軍」と、朝鮮戦争(1950)や第1次イラク戦争(1991)のとき「国連」の認可を受け加盟国が派遣した部隊は、異なる組織である。「国連」は紛争を直接止めるのではなく、反植民地紛争や冷戦下の紛争が世界規模に発展する連鎖反応を阻止する役目を担ってきた。しかし冷戦後、唯一残った「ハイパー大国」10が他国と協調しながら集团的決定を主導する状況において、「国連」の役割は苦境に立っている。

2001年のアメリカ同時多発テロ以来、誰もが抱える「第3次世界大戦」への恐怖は、もはや絵空事ではない。「9・11事件」はアメリカにとって第2次世界大戦の真珠湾攻撃の再来のように映ったかもしれないが、容赦ない大規模な攻撃が世界一の経済・軍事大国を紛争に巻き込んだ点では共通している。そして昨年末パリの同時多発テロ、その後もトルコやアフリカ諸国など世界各地で頻発する無差別テロの連鎖は、我々が一触即発の危険な状態に晒されていることを如実に感じさせる。

重要なのは、実力行使を伴う国際法を確立し、戦争を回避することで、それこそがサンフランシスコ会議で採択された憲章が「国連」に与えた目的である。しかし現在、「国連」の目標、機能、さらにその信用さえも疑問視されており、アメリカに至っては分担金の支払いを停止している。法的枠組もさることながら、地域住民の大量虐殺、世界に蔓延する卑劣なテロ行為、麻薬の売買、そしてあるはずの場所のないのにどこにでもありうる「大量破壊兵器」などについて考えるとき、さらに深い次元で「平和」とはいったい何なのかを改めて考える必要が生じてくる。

平和維持の制度は、逆にわれわれを「集团的安全保障」が不可能な状況に追い込んでしまった。自国の正当性が疑問視される法廷に召喚されることを毛嫌いする権力者は、司法介入する「国連」と衝突するようになった。戦争をする国は何らかの形で制裁を受けるべきであろうが、裁く側が裁かれる側より優位に立つのが当たり前と、はたして断言できるだろうか。裁きを下す側の「国連」が「平和のため」といったところで、「国連」を構成するのは戦争をする国々だ。数ある加盟国のなかでいったいどの国が結論を下すのか、どの国が人類の名の下に正当性を主張するのか。

こうした問いが導くひとつの結論は、戦争における敵はもはや相手国ではなく、すべての国に対して潜在的脅威になる敵だ、ということだ。この脅威に対し我々は、国際法を適用することができるのか。国家にとって危険であると見なされる者の人権を奪うことは、道徳的にどうか。たとえ捕虜に対してであれ、非人間的扱いをしてはならないと「戦時国際法」に記されている。「9・11 事件」後アメリカで成立した「米国愛国者法」(USA Patriot Act)の立案にあたってはこういった問題も生じた。

争いを望むのは、現代の神権政治の神々なのか、それとも超大国の人間の権力だろうか。「スポンダイ」の「平和」は、一時的な解決でしかあり得ず、古代ギリシアで「平和」を意味した「スポンダイ(休戦)」と「エイレネ(秩序・繁栄)」の概念は今も共存し続けている。外交上の暫定措置である「休戦(スポンダイ)」交渉にあたる外交官たちは「エイレネ」の概念に基づく「戦時国際法」を鑑みる義務がある。国際法は、政治的实践と歩調をそろえ、法理論の領域でも進歩してきた。「国連」を始めとする様々な国際機関の使命は、こうした理論を応用しつつ、具体的な解決を図ることだ。

「平和」の実現は、武器によってのみ可能だというなら、誰でも武器を手にとることができるのを忘れてはならない。テロリストたちは自らの存在を誇示するため武器をとり、望んで自らを破壊する。ホップズは「万人は万人にとって狼である」と言い、ルソーは国際平和の実現は必須であるが、いばらの道であると予告した。

世界はいま、「戦争」と「平和」のどちらともいえない状況にあり、表面的に平穏に思える日常は、いつどんな惨劇が起こるかわからない不安に支配されている。ある工作員が武器を搭載したドローンで遠隔操作して敵の戦闘員を射殺するその瞬間、その戦闘員の同士が工作員の子供が通う学校で自爆テロを起こす構図を想像してみるといい。21世紀の「戦争」は、まさに自爆してはじめて姿を現す敵の宣戦布告で幕を開けた。自らの信条による「聖戦」以外のルールも、いかなる国際法も、狂信者にとって存在しないなら、いったいどんな「平和」があり得るというのか。カントは「墓地の平和」でない「平和」の可能性を考えることに道を開いたが、今日のフランスに発布されている「非常事態」を解消するような、新しい法制度を国際社会が協力し整備しなければ、大量の死骸が、あっという間に世界中の墓地を満たしてしまうことだろう。

注：本稿は「Petite histoire sociologique du concept de paix」(Cités, Presses Universitaires de France, no.26, 2006, pp.145-161)を日本語訳にあたり著者の了解を得

て、全面改訂したものである。翻訳を下田隆之、校閲・改訂を笠井かおりが担当した。

1 交戦手段に人道的制限を加え、第三国の利益を保護するため、交戦国が国際法のわくを超えて行動する権利を制約する。最近では「国際人道法」とも呼ばれている。

2 カントにおいて「統制的」(regulative)は、「構成的」(constitutive)と対をなす概念。「構成的」が経験の限界を超え認識を広げるのに対し、「統制的」は与えられた諸条件のもとで何をすべきかを教える。つまり「構成的」は認識をかたちづくり、「統制的」は認識を方向づける。

3 「オランダのある宿屋の看板には墓地が描かれ、「永遠の平和のために」という皮肉な銘が付されていたという」(カント『永遠平和のために』)

4 1914年7月31日、ジョレスはパリの同名のカフェで暗殺された。

5 ヒトラー(独)・ムッソリーニ(伊)・チェンバレン(英)・ダラディエ(仏)の4首脳がミュンヘンで、チェコスロバキアのズデーデン地方をドイツへ帰属させることを決定した会談。英仏両国の対ナチス・ドイツ宥和政策の骨頂とされる。

6 トロイアの王女。その天賦の予言の才にかかわらず、木馬をトロイアに入れてはならないという彼女の意見には誰も耳を貸さなかった。

7 「ミュンヘン会談」からの帰還、フランス人民戦線内閣の首相レオン・ブルムは、「卑劣な安堵」を感じていると告白した。開戦が避けられたことに「安堵」はしたが、実際はただ先延ばしになっただけと分かっていたからだ。

8 「恐怖」の意。暴力行為またはその脅威により敵を威嚇すること。テロリズム。

9 「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段により、国際平和、安全、正義を危険に陥れないよう解決しなければならない。」

10 元フランス外相、ヴェドリーヌの言葉。(Védrine, H., « Les États-Unis : hyperpuissance ou empire ? », Cités, no. 20, Paris, Presses Universitaires de France, 2004, p.139-151)